

366. 電気工事士免状等の交付

電気工事士免状等の交付

免状等の種類	免状等の取得条件	交付申請先
電気工事士	第一種電気工事士 ① 第一種電気工事士試験に合格し、所定の電気工事の実務経験(※1)を有する者 ② 電気主任技術者の免状を有する者で、免状取得後5年以上の実務経験(※2)を有する者 ③ 高圧電気工事技術者試験に合格し、合格後3年以上の電気工事の実務経験を有する者	都道府県知事
	第二種電気工事士 ① 第二種電気工事士試験に合格した者 ② 経済産業大臣が指定する養成施設において、第二種電気工事士たるに必要な知識および技能に関する課程を終了した者 ③ 電気工事に関する旧法の有資格者など、経済産業省令の基準に適合する者	
認定電気工事従事者 認定証	① 第一種電気工事士試験に合格した者 ② 第二種電気工事士であつて、免状取得後3年以上の電気工事の実務経験を有し、または認定電気工事従事者講習を修了した者 ③ その他経済産業省令の基準に適合する者	
資格者 特殊電気工事 認定証	ネオン工事 ① 電気工事士であつて、免状取得後5年以上のネオン工事の実務経験を有し、所定の講習を修了した者 ② 電気工事士であつて、所定の試験に合格した者	産業保安監督 部長
	非常用予備発電装置工事 ① 電気工事士であつて、免状取得後5年以上の非常用予備発電装置工事の実務経験を有し、所定の講習を修了した者 ② 所定の受験資格を有し、所定の講習を修了し、所定の試験に合格した者	

※1: 大学、高等専門学校で電気工事を修得して卒業した者は3年、その他の者は5年の電気工事の実務経験 ※2: 電気工作物の工事、維持または運営の実務経験

